平成２３年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目11番42―51号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市桜ケ丘５丁目33番地９
債務者　徳永　拓也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目53番13号　川路ビル
債務者　下栗アイ子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目２番36―507号
債務者　柿元　由美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目36番８号　サンハイツ紫原202号
債務者　城戸　忠貴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2114番地　守屋外科病院寮
債務者　竹内美代子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市岡之原町1077番地１
債務者　末吉　敬子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番20号
債務者　藏元　浩喜
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町３丁目11番27号　真下マンション16―202号室
債務者　髙橋　秀幸
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
青森県八戸市長根１丁目12番９号
債務者　齊藤　榮子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中８番地３
債務者　加藤　好子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
三重県名張市美旗町中１番1869番地５
債務者　横田　優紀
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６４２号
京都市南区吉祥院高畑町28番地　レジデンス高畑101号
債務者　尾川　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
兵庫県西宮市小松南町３丁目１番24―102号
債務者　梅野　弘明
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―307号
債務者　皆吉　一寛
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目19番８―103号
債務者　大浦　宣子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
奈良県天理市前栽町221番地
債務者　増田　雅仁
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２号
奈良県大和郡山市額田部北町586番地６　ギャラリーハウス３号室
債務者　増田　宗重
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　奈良地方裁判所